

## 第 63 回及び第 64 回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開 催 日	平成 31 年 3 月 19 日（火）9 時 00 分から 11 時 14 分まで
場 所	県庁本館 6 階 601 会議室
出 席 委 員	河合委員（委員長）、今井委員、岡崎委員、鳥谷部委員、松本委員
議 題	<p>(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について</p> <p>(2) 抽出事案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 63 回（平成 30 年 7 月から 9 月までの契約分） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県営水利施設整備事業 三河地区 大草工区 用水路 9 期工事 【東部農林水産事務所尾道農林事業所】</li> <li>② 主要地方道 吉舎油木線 道路災害復旧工事（応急本工事） 【北部建設事務所】</li> <li>③ 二級河川沼田川水系沼田川河道浚渫工事（平成 30 年災害 応急工事）（10 工区） 【東部建設事務所三原支所】</li> </ul> </li> <li>・ 第 64 回（平成 30 年 10 月から 12 月までの契約分） <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 広島県立広島叡智学園中学校・高等学校新築工事（2 期工事） 【営繕課】</li> <li>⑤ 河手川 河川災害復旧工事（30 年災第 861・1229・1230・1231 号） 【東部建設事務所】</li> <li>⑥ 本郷取水場電気設備等本復旧工事 【広島水道事務所】</li> </ul> </li> </ul>
審議対象期間	平成 30 年 7 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担 当 部 署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ TEL 082-513-3821（ダイヤルイン）

## 報告内容

議題 (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

## 【第63回】

○入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	244件
指名競争入札	77件
随意契約	316件
合計	637件

- 指名除外措置を行った件数は9件。
- 低入札価格調査を行った件数は19件。
- 入札契約過程に係る苦情申立ては2件。
- 入札談合情報，入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。

## 【第64回】

○入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	142件
指名競争入札	200件
随意契約	143件
合計	485件

- 指名除外措置を行った件数は3件。
- 低入札価格調査を行った件数は16件。
- 入札契約過程に係る苦情申立て，入札談合情報，入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。

## 意見・質問

## 回答

○豪雨災害の復旧工事で多くの随意契約をしているが、随意契約でも契約に至らないものもあるか。

○人が不足しているなどの問題はありますか。

○一般競争入札でも特定の業者が何件も落札しているケースがあるが、どのような事情が考えられるか。

○災害復旧工事は、県から業者へ協力を求めているため、ほとんど契約に至っている。

○技術者や作業員の不足という点に課題認識を持っている。このため、技術者の兼務制限や格付関係を緩和し、複数の工事を1件の契約にまとめて発注するなど措置を講じている。

○災害対応は土木一式業者が主として行っているため、法面業者については発注を待っていただいていたということが考えられる。業者によっては、技術者がいる範囲で、積極的に受注している。  
また、一時期に発注が集中し、案件ごとの応札数が非常に少なくなった結果、特定の業者が一般競争入札で1者応札によって受注したケースがままあったというような状況もある。

<p>○今回は随意契約件数が非常に多いが、7月豪雨による大変な被害があり、非常事態であるということによって理解する。</p> <p>○随意契約の理由が、7月豪雨災害によるものなのかどうかは判別できない。豪雨災害の影響でなく随意契約したものは、従来どおりのふさわしい理由になっているのかどうか、わかるように記載してほしい。</p> <p>○指名除外について、同じ死亡事故でも、措置期間が2か月のものともっと長いものがあるが、どういった経緯か。</p>	<p>○今後は是正する。</p> <p>○措置期間の長いものは、4月に独占禁止法で指名除外を受けているので、措置期間を2倍以上に加算した。</p> <p style="text-align: right;">【技術管理担当監／建設産業課長 ／農林整備管理課長】</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案1 県営水利施設整備事業 三河地区 大草工区用水路9期工事

意見・質問

回答

○応札2者のうち、1者が失格になっている理由は、総額失格基準価格によるものか。

○そうである。有効な入札価格での応札者が5者以上の場合は標準偏差により総額失格基準価格を算出するが、この場合2者のため、全応札者の入札価格の平均に0.95を乗じた価格となる。

○総合評価落札方式を適用しているが、失格となった1者の技術評価はしていないのか。

○していない。総額失格基準価格を下回っているため、その時点で失格となる。

○応札者が多い場合には、平均をとって失格にするということはわかるが、2者の場合には合理的でないのではないのか。

○5者未満の応札の場合には、総額失格基準価格の算定ルールはそうのように設定しており、本件は、結果的に応札者が2者だったということである。

○工事費の内訳をみると、2者の現場管理費に大きな差があるが、安い方では工事の施工に問題があるということなのか。

○以前は、各々の経費の中で何割ないと失格といった基準を設けていたが、現在はそういった基準は設けていない。

○工事費の内訳をみて、この価格ではちゃんとした工事ができない、といった基準があるわけではないということか。

○現在はルールを定めていないので、各々の費用をもって、不適切であるといったようなことはない。

○総合評価落札方式は、金額と技術とを両方考慮して適切な落札者を選ぶ方式だが、金額だけで足切りがある。一番安くて技術力も高い業者を選ばないという可能性もある。

○最低限の品質が確保されない恐れがある場合は失格にして、総合評価に移っていくという考え方である。

○最低限の品質が確保されないという基準が結局は入札価格となっている。

○そうである。

○応札者が2者の場合、1者が高くなるともう1者は基準を下回る。金額で結局は失格となるということなのであれば、応札者が2者だけの場合については検討してほしい。

○標準偏差の部分も含めて、制度のあり方について、今後の検討課題だと考えている。

○今回のように、応札者が2者か3者で、標準偏差によらない総額失格基準価格により失格となるケースは多いのか。

○頻繁でない。

○かなり少ないケースなのか。

○そうである。ただし、一時期に発注が集中して、応札者が少ない場合は生じる可能性はある。

○昔は経費ごとに、この経費は何割以上といった基準があったということだが、その基準をなくしたのはどういった経緯か。

○2者など応札者数が少ない場合の失格基準について、問題がないか、もしくは、すぐに失格とならないような制度を検討ください。今までも事例等でいろいろと検討しているのか。

○全国的には各経費で何割以上といった基準が主流だが、本県としては利益率の高い工事と低い工事があるということを踏まえて、市場性を考慮すべきという全国でも独自の取組みをしている。各経費で枠組みをはめてしまうと、市場性によって上下するという仕組みが作れないことから、そのように移行した。  
ただ、指摘のあった点については課題として認識しており、今後も検討していく。

○本県でもいろいろな制度を活用し、低入札価格に対する品質の確保のため、試行錯誤している。現在の総額失格基準価格の算出は正規分布、あるいは5者未満の場合は平均の95%という形で、異常値を排除するという観点であるが、指摘のあったように必ずしも万能ということではないので、国や他県の事例も含めて、継続的に検討していく。

【東部農林水産事務所尾道農林事業所次長  
／技術管理担当監／建設産業課長】

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案2 主要地方道 吉舎油木線 道路災害復旧工事 (応急本工事)	
意見・質問	回答
<p>○本件を一般競争入札でなく、指名競争入札にしたのは、緊急に施工する必要があるからか。</p> <p>○指名競争入札の方が、手続きがだいぶ早いのか。</p> <p>○2者が工事費内訳書の記載不備で失格となっているが、具体的にどのような内容か。</p> <p>○辞退が多かったのは、災害復旧工事があり、業者が手一杯だったという理由か。</p> <p>○災害関連での辞退の理由として、仕事が集中して、というものが聞かれるが、災害関連工事は県からも市からも発注があるということが要因か。</p> <p>○そのときに応札しなくても、また発注があるから、ということか。</p>	<p>○災害復旧工事については迅速に対応する必要があることから、基本的に指名競争入札で発注している。</p> <p>○そうである。入札から開札までの期間が短く、一般競争入札の公告よりも早く契約業者が決定する。</p> <p>○いずれも仕様書と違った数量を記載していた。</p> <p>○通常時でも、16者指名すれば、技術者や手持ち工事の関係で辞退者は出る。この度は5者の応札があったが、本件より遅く発注した災害復旧工事では辞退数も多くなっている。</p> <p>○そうである。また、災害関連工事については地元業者の入札が多い傾向で、地元でない業者は入札を見送ることも多いので、辞退が多くなる。</p> <p>○そうである。今後発注される地元の工事に応札する。</p> <p style="text-align: right;">【北部建設事務所長】</p>

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案3 二級河川沼田川水系沼田川 河道浚渫工事(平成30年災害 応急工事)(10工区)	
意見・質問	回答
○もともとの河道は横断図の斜線の部分か。	○斜線の上側の線が、土を取る前のものである。斜線の部分を取り除いて、川の流下能力を広げた。
○本件は10工区ということだが、他の工区も同じような対応か。	○そうである。台風時期までに緊急的に対応する必要があったことから、まずはこの9工区、10工区について地元業者に対応いただいた。その他の工区についても引き続き、地元業者に依頼して随意契約で対応いただいた。
○随意契約の理由に「三原市内に主たる営業所を有し、現地の状況に精通している」とあるが、該当する業者は何者あるか。	○ここで対象となるBランク業者については、15～16者である。
○その中で、本件の業者に依頼した理由はなぜか。	○本社が現場のすぐ横にあるからである。
○一番近いところに依頼したということか。	○そうである。
○現地の状況に精通しているということか。	○そうである。川の状況もよく把握しており、地元調整もできる。
○説明の中で、施工が可能なことを確認して、という説明があったが、当該業者に一番に確認したところ了承されたため、決定したということか。	○そうである。当時は7月下旬で、道路の寸断等でてくてこ舞いな状況だったため、当該業者に電話をかけて、対応いただけることを確認の上、随意契約した。
○この場合、予定価格はどのように決まるのか。	○この度の災害は暫定契約という手続きをとった。ある程度把握できた段階で、業者から数量の申告があり本契約した。
○予定価格と契約金額が一致しないのはなぜか。	○業者の判断で、予定価格の100%では見積り合せしなかったということかと思われる。
○この度は、あらかじめ予定価格を決められなかったということか。	○そうである。
○最終的には予定価格が決まっているから、その内訳も出しているのか。	○業者から数量の申告があり、積算については、県の標準的な積算方法で行っている。
○随意契約の予定価格にかかわる資料について、過去の委員会でも言及があったはずである。	○一般競争入札と指名競争入札では、入札時に工事費内訳書を提出させており、本委員会の資料としているところであるが、随意契約については、手続き上、内訳書を提出する仕組みがない。
○随意契約の場合でも根拠のある積算はしているはずなので、官積算の資料を提出いただきたい。	○了解した。

【東部建設事務所三原支所長／建設産業課長】

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案 4 広島県立広島叡智学園中学校・高等学校新築工事 (2期工事)	
意見・質問	回答
<p>○業者単体での施工とか、単体と共同施工の混合とか、いろいろな方式がある中で、本件を共同施工方式とした理由はなぜか。</p> <p>○3者などの共同施工の方が、技術力が高く、価格も安くなるということか。</p> <p>○単体で施工するよりも、安心できるということか。</p> <p>○応札者が1者だけだが、一般競争入札参加資格者状況表によると、もう少し応札者がいてもおかしくないのではないか。</p> <p>○1者応札で競争がなく落札決定すると、公告の意味がないのではないか。</p> <p>○本来であれば、もっと応札が見込めたということか。</p> <p>○落札者は、1期工事とは別の業者か。</p> <p>○JVのパートナーが違う形で、同じ業者が参加しているということか。</p> <p>○1期工事を施工したJVの代表者が、工事の要領もわかっているから、別のところとJVを組んで応札したということか。</p> <p>○JVを組むのに、まず大規模なところがあって小規模なところと組むのと、大規模な業者同士3者で組むのと、特に規定はないのか。</p> <p>○建物の耐震性はこういったものか。</p> <p>○広島県は学校施設の耐震が十分に整備されていないと聞くが、実情はどうか。</p>	<p>○設計金額が5億円以上の難易度の高い工事については、要綱によって共同企業体(JV)で施工することとなっている。</p> <p>○ある程度金額の高いものについては、技術的難易度も高くなることからそのようにしている。</p> <p>○そうである。JVの概念として、技術的難易度の高い工事に、施工能力の少し及ばない業者でも積極的に参加できるため、業者の底上げになるという面もある。</p> <p>○複数者の応札を期待して公告している。</p> <p>○東京オリンピックの開催や民間工事が非常に好調なことに加え、技術者についても専任で配置しなければいけないこともあり、敬遠された面がある。</p> <p>○その可能性はある。</p> <p>○1期工事の業者もJVに入っている。</p> <p>○そうである。JVの3者のうち2者は1期工事の業者である。</p> <p>○そうである。状況をよく把握しているので、応札したということかと思われる。</p> <p>○今回はJVの規定として、代表者については技術的難易度が高いため県内に営業所を有するところとし、2番目の構成員については地場の業者に入っていただくために県内に主たる営業所を有するところとし、3番目の構成員についてはBランクが入れるように設定している。結果として、県内に主たる営業所を有するAランク業者3者が受注した。</p> <p>○国土交通省による建物の耐震機能についての規定があり、その中の学校施設の内容に合う耐震性を持たせている。</p> <p>○県の高等学校については、全て耐震性のある建物で、補強もすべて実施している。新しく建てるものについてもそのように設計している。</p>



○設計については、総合評価落札方式の落札決定基準に、「構成員の広島県地震被災建築物応急危険度判定士の認定状況」とあるが、この判定士が確認しているということか。

○評価が3段階あり、構成員の中で24名以上いれば1.0点ということのようだが。

○前回の1期工事も応札者は1者のみか。

○全国規模のゼネコンが入れるような案件で、金額も大きいのに、1者しか応札がないのはなぜか。例えば、工期が進むほど、勝手を知っているところのみ応札して、他の業者が入りにくい状況になるなどの事情があるのか。

○この判定士については、地震等がある中で建物が安全かどうかの判定をしなければならないという命題があり、その資格を持った業者は地域貢献、社会貢献の観点で評価しているものである。

○今回は0.5点の加点なので、構成員の中で該当の資格者が12名から24名未満いるということである。

○前回は4工区に分けて行っており、そのうち、3工区が1者、1工区だけ3者の応札があった。

○オリンピック景気や民間需要が高いことに加え、入札時期も関係している。本件の入札時期は下半期にあたることから、既に技術者を配置済で、やりたくてもできないといった状況もあったかと思われる。

【営繕課耐震工事担当監】

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案5 河手川 河川災害復旧工事(30年災第861・1229・1230・1231号)

意見・質問	回答
<p>○Bランク業者2者の応札があり、1者失格となっているが、その理由はなぜか。</p> <p>○Bランク業者なのにそのような記載漏れがあるのか。</p> <p>○落札率が100%になっており、指名20者のうち、18者が辞退していることについて説明願いたい。</p> <p>○工事箇所が4カ所あるということか。</p> <p>○工期の面など、1者で対応可能なのか。</p> <p>○工期はどのくらいなのか。</p> <p>○繰越しで延びる程度で、一応完成見込みということか。</p> <p>○ある程度の金額になるように、まとめて発注しているのか。</p> <p>○工期が延びた場合、人件費も増えると思われるがどうか。</p>	<p>○工事費内訳書の記載漏れによるものである。工事数量総括表に記載のレベル1～4までの内容をすべて記載することになっているところ、失格の業者はレベル1～2のみの記載となっていた。</p> <p>○福山市はレベル1～2までの記載にしているので、それと間違えた可能性がある。</p> <p>○7月豪雨災害の兼ね合いで、災害復旧工事等の公共工事や民間需要がかなり高い状況があり、指名業者についても、多くの工事を受注していることや、技術者や労務者が不足していることから、応札されなかったものと思われる。</p> <p>○そうである。</p> <p>○問題ない。一遍にではなく、優先順位を考えながら施工する。請負金額に応じて、必要な工期をとっている。</p> <p>○予定工期は3月29日、2か月半である。実際には少し遅れており、出水期までの完成を目指し、繰越しの手続き中である。</p> <p>○出水期までには完成見込みである。</p> <p>○ある程度施工エリアが近接しているものについては、金額ではなく、施工の合理性の観点からまとめて発注している。</p> <p>○作業量が一定であれば、人件費は基本的に変わらない。工期が長くなると、現場のバリケードや事務所の設置期間が長くなるという面では、間接的な経費は増加するが、業者で負担するルールなので、早く完了した方が業者の利益としては高くなるものと思われる。</p> <p style="text-align: right;"><b>【東部建設事務所長／技術管理担当監】</b></p>

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案 6 本郷取水場 電気設備等本復旧工事	
意見・質問	回答
<p>○浸水による、緊急の必要から随意契約となったということか。</p> <p>○電気設備の設置業者であることが業者選定の理由か。</p> <p>○落札率が99.99%ということだが、やはり、金額の根拠がわからないので、官積算の資料を提出いただきたい。</p> <p>○補修ではなく、設備を丸ごと取り替えるような工事なのか。</p> <p>○丸ごと取り替えるのであれば、新規に発注することも考えられるように思うが、そのような時間がないということか。</p> <p>○予定価格の積算はどのように行ったか。</p> <p>○契約金額12億円超のうち、その特殊機器の設備代はどのくらいのウェートを占めているのか。</p> <p>○残る2割が据付費といったところか。</p> <p>○工期はどのくらいか。</p> <p>○同じような豪雨への対策も行っているのか。</p>	<p>○応急復旧により1週間程度のうちに送水は再開しているが、仮設用の設備により現在も運転しているところなので、また雨が降るまでには本格的な復旧をしたいということである。</p> <p>○そうである。既存設備の設置業者から事業承継した業者と契約した。</p> <p>○被災したことによる劣化があり、長期的な使用に耐えられないことから、取り替えることとした。</p> <p>○通常であれば、まず県で設計したのちに入札し、その後、請負業者による詳細設計、製作及び据付といった工程があり、請負工事だけでも1年半ほどの工期が必要となる。この度は現地を把握しており、かつ既存設備を製作した業者なので、現地調査や詳細設計の工程を省き、すぐ製造にかかれるため、かなりの工期短縮になっている。</p> <p>○汎用機器については公開された市場価格などを使用し、労務費の積算については県の公共工事の積算基準を採用している。ただし、かなりのウェートを占めている特殊機器についてはメーカーからの見積りによっている。</p> <p>○8割ぐらいが機器の費用であり、見積りによる部分になる。</p> <p>○そうである。</p> <p>○5月末の完成を目指している。</p> <p>○本郷取水場は堤防が築かれた中に施設があるが、その堤防のかさ上げをすると同時に、本件の中でも従来1階にあった設備を2階に上げるなど対策している。</p> <p style="text-align: right;">【水道事務所長】</p>